○経済産業省令第二十一号

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）を実施するため、電気工事士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十日　経済産業大臣　梶山　弘志

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令

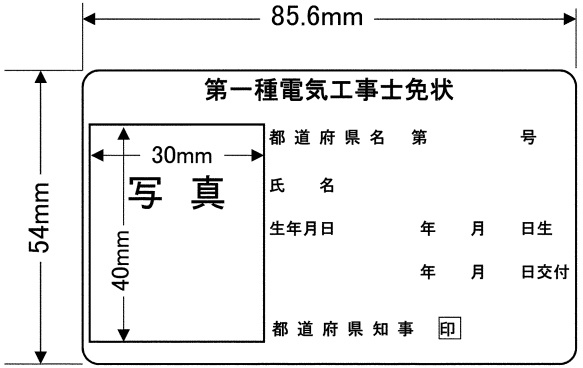
電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

様式第三を次のように改める。

様式第三を次のように改める。

様式第3

表面



裏面



講習受講記録		
受講年月日	受講場所	講習実施者認印

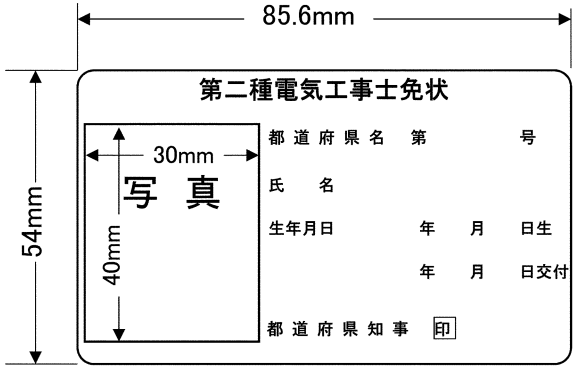
記事	

備考　1　電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。
2　免状を汚し、損じ、又は失つたときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。
3　氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。
4　免状の交付を受けた日から5年以内に経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けること。当該講習を受けた日以降も同様とする。

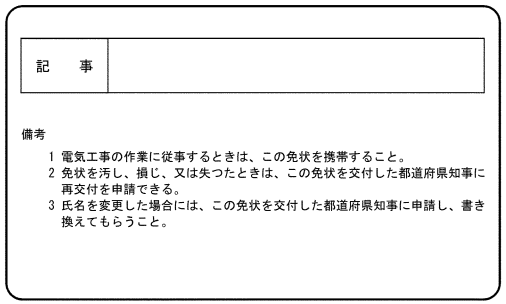
備考　白色のプラスチック板を用い、裏面には免状作成後に記入する文字及び証印が容易に消えない処理を施すこと。

様式第3の2

表面



裏面



記事	

備考
1　電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。
2　免状を汚し、損じ、又は失つたときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。
3　氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。

備考　白色のプラスチック板を用い、裏面には免状作成後に記入する文字が容易に消えない処理を施すこと。